

富山市子ども・子育て支援事業計画

【基本構想】

平成 26 年 3 月

富山市福祉保健部こども福祉課

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 国の少子化対策の経緯.....	1
2 計画策定の趣旨.....	4
3 計画の位置づけ.....	5
4 計画期間.....	5
第2章 子育てを取り巻く現状と課題.....	6
1 人口の推移.....	6
2 児童数の推移（0～5歳児）.....	6
3 出生数の推移.....	7
4 合計特殊出生率の推移.....	8
第3章 事業計画の体系について.....	9
1 基本理念.....	9
2 基本目標.....	10
3 重点事業.....	11
4 施策の体系・方向性.....	13
第4章 教育・保育・地域の子育て支援について.....	14
1 教育保育提供区域の設定.....	14
2 幼児期の学校教育・保育.....	15
3 地域子ども・子育て支援事業.....	15
4 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制確保.....	15
第5章 子ども・子育て支援関連施策の推進.....	15
第6章 計画の推進体制について.....	15

第1章 計画の策定にあたって

1 国の少子化対策の経緯

平成2年の「1.57ショック」※1を契機に、政府は出生率の低下と子どもの数が減少傾向にあることを「問題」として認識し、仕事と子育ての両立支援など子どもを生き育てやすい環境づくりに向けての対策の検討を始めました。

平成6年、「エンゼルプラン」を策定、平成11年、「新エンゼルプラン」を策定し、総合的な少子化対策を進めてきました。

平成14年、少子化対策プラスワンをとりまとめ、保育に関する施策などの従来の取組に加え、「男性を含めた働き方の見直し」「地域における子育て支援」「社会保障における次世代支援」「子どもの社会性の向上や自立の促進」という4つの柱に沿って取り組むこととなりました。

平成15年、少子化社会において講じられる施策の基本理念を明らかにし、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進するために「少子化社会対策基本法」（議員立法）が制定されました。※2

平成16年、少子化社会対策基本法に基づき、「少子化社会対策大綱」が少子化社会対策会議を経て、閣議決定され、大綱の実施計画として、「子ども・子育て応援プラン」を策定し、国が地方公共団体や企業等とともに計画的に取り組む必要がある事項について、平成17年度から平成21年度までの5年間に講ずる具体的な施策内容と目標を掲げました。

しかし、平成17年の合計特殊出生率は1.26と、過去最低を記録し、予想以上の少子化が進行したため、平成18年、少子化社会対策会議において「新しい少子化対策について」が決定されました。

平成19年、少子化社会対策会議において「子どもと家族を応援する日本」重点戦略（以下「重点戦略」という。）が取りまとめられました。

重点戦略では、就労と出産・子育ての二者択一構造を解決するためには、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とともに、その社会的基盤となる「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を包括的に支援する仕組みを同時並行的に取り組んでいくことが不可欠であるとししました。

働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現については、平成19年、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が政労使の代表等から構成される仕事と生活の調和推進官民トップ会議において決定されました。

また、重点戦略を踏まえ、平成20年に、政府は、保育所等の待機児童解消をはじめとする保育施策を質・量ともに充実・強化し、推進するための「新待機児童ゼロ作戦」を発表しました。

その後、平成 21 年、内閣府に「子ども・子育てビジョン（仮称）検討ワーキングチーム」を立ち上げ、有識者、事業者、子育て支援に携わる地方自治体の担当者等からの意見聴取や国民からの意見募集などを行い、平成 22 年 1 月、少子化社会対策会議を経て、「子ども・子育てビジョン」（以下「ビジョン」という。）が閣議決定されました。

- ※ 1 : 1.57 ショックとは、前年平成元年の合計特殊出生率が 1.57 と、「ひのえうま」という特殊要因により過去最低であった昭和 41 年の合計特殊出生率 1.58 を下回ったことが判明したときの衝撃を指している。
- ※ 2 : 具体的には、地方公共団体及び事業主は、国が策定する行動計画策定指針に基づき、次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標、実施しようとする対策の内容及びその実施時期等を定めた行動計画を策定することとされている。

さらに、子どもが欲しいという希望が叶い、子育てしやすい社会にしていくための「子ども・子育て関連 3 法」が平成 24 年 8 月 10 日に成立し、社会保障・税一体改革の一項目として、子ども・子育て支援新制度の準備が進められています。

なお、平成 25 年には、都市部で増え続ける待機児童問題の解消に向け、「待機児童解消加速化プラン」を策定し、平成 29 年度までに待機児童の解消をめざすこととしています。

子ども・子育て支援新制度（以下、「新制度」という。）は、社会保障・税一体改革の一項目として、消費税率の引き上げによる財源の一部を得て実施されるものであり、早ければ消費税率が 10%に引き上げられる予定の平成 27 年度から本格施行される予定です。

新制度では、子育てをめぐる課題の解決をめざし、市は「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、それぞれの地域の特性やニーズに即して、より柔軟に制度運営・サービスの提供を行っていただけるようになります。一方、保育の必要性の認定」の制度が導入され、支給認定を受けた子どもを保育するための供給体制の確保を計画的に行うこととなります。

（1）新たな子育て支援制度の検討の背景

現在、我が国では出生率の低下に伴い少子化が進んでいます。

子どもや子育てをめぐる環境は厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。

また、多くの待機児童が生じていることや、子育てと仕事を両立できる環境の整備が必ずしも十分でないこと等が問題となっており、そうした状況を前に、子どもが欲しいという希望を叶えられない人も多いのが現状です。

もとより、幼児教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものであり、質の高い幼児教育や保育を地域のニーズに応じて、総合的に提供することが重要とされています。

(2) 新制度の主なポイント

■保育の量的拡大・確保

認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育、家庭的保育等への給付である「地域型保育給付」の創設があげられます。

新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所に共通の給付である「施設型給付」を創設し、財政支援を一本化することとされています。

また、新たな給付である「地域型保育給付」を創設し、6人以上19人以下の子どもを預かる「小規模保育」、5人以下の子どもを預かる「家庭的保育（保育ママ）」や子どもの居宅において保育を行う「居宅訪問型保育」、従業員の子どものほか地域の子どもを保育する「事業所内保育」の4つの事業について財政支援の対象とすることとされました。

こうした多様な保育を財政支援の対象とする「地域型保育給付」を創設することにより、特に待機児童が多く、施設を新設する場所を確保することが困難な都市部における保育の量の拡大と、子どもの数が減少傾向にあり施設の維持が困難である地域や、施設までの距離が遠いなど利用が困難な地域における保育の確保が可能となります。

さらに新制度では、給付の創設に併せて、従来の保育所などの認可制度の改善を行い、客観的な認可基準に適合し、必要な条件を満たす場合には、欠格事由に該当する場合や需給調整が必要な場合を除き、原則として認可するという透明性の高い認可の仕組みとすることで、特に大都市部での保育需要の増大に機動的に対応することとされています。市は、認可施設・事業に対し、施設等の利用定員を定めるなどの「確認」を行い、給付を実施することとなります。

■認定こども園制度の改善

今回の制度改正では、認定こども園の類型の一つである「幼保連携型認定こども園」を、学校及び児童福祉施設の両方の法的位置づけをもつ単一の認可施設とし、認可や指導監督等を一本化することなどにより、二重行政の課題などを解消し、その設置の促進を図ることとされています。

また、財政措置についても、「幼保連携型」以外の「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」を含む4類型すべてが「施設型給付」の対象となります。

■地域の子ども・子育て支援の充実

保育が必要な子どもがいる家庭だけでなく、全ての家庭を対象に地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させるため、市は事業計画を策定し、その計画に基づき、保護者が地域の教育・保育、子育て支援事業等を円滑に利用できるよう情報提供・助言等を行う利用者支援や、子育ての相談や親子同士の交流ができる地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブなど、市が行う事業を新制度では「地域子ども・子育て支援事業」として法律上に位置づけ、

財政支援を強化して、その拡充を図ることとされています。

(3) 子ども・子育て会議の設置

新制度では、有識者、地方公共団体、子育て当事者、子育て支援当事者などが子育て支援の政策プロセス等に参画・関与できる仕組みとして、内閣府に「子ども・子育て会議」を平成 25 年 4 月に設置し、子ども・子育て支援の意義や事業計画の記載事項等について定める「基本指針」及び各種の基準等について、順次検討を行っています。

また、市町村、都道府県においても、新制度の実施に関し調査審議等を行うための審議会その他の合議制の機関を置くよう努めることとされています。

2 計画策定の趣旨

前述した国の少子化対策と連動して、富山市（以降「本市」という。）においても、平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成 17 年度に富山市次世代育成支援行動計画（前期計画）を策定し、子育て支援の推進に努めてきました。その 5 年後の平成 22 年度に改訂した後期計画では、社会情勢のさらなる変化や、より多様化する市民ニーズにも対応できるよう前期計画を評価・検討し、新たに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現する視点を追加しました。また、病児・病後児保育等、一層の保育サービスの拡充や子どもに関わる相談体制の充実を図るなど、必要な見直しを行いました。

そしてその後、国では「社会保障・税一体改革大綱（H24. 2. 17 閣議決定）により、子どもを生き育てやすい社会を目指して、新たな子ども・子育て支援制度を創設することを決定しました。平成 24 年 8 月には、「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、子ども・子育て支援新制度に向けて、本格的な準備が始まりました。3 法の一つ、「子ども・子育て支援法」では、「我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する」ことを目的としています。

子ども・子育て支援については、この法の目的を達成するため、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要があります。

また、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもに対し、身近な地域において法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じるとともに、関連する諸制度との連携を図り、必要な場合には、これらの子どもに対する適切な保護及び援助の措置を講じることにより、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障す

ることを目指す必要があります。

これらのことから、本市は国及び都道府県等と連携し、地域の実情に応じて質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が適切に提供されるよう、計画的に提供体制を確保するとともに、その利用を支援します。その際、子育てに孤立感や負担感を感じている保護者が多いこと等を踏まえ、全ての子ども・子育て家庭に、それぞれの子どもや家庭の状況に応じ、子育ての安心感や充実感を得られるような親子同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供などの支援を行います。

このため、本市では子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、市内における教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容とその実施時期等を盛り込んだ「富山市子ども・子育て支援事業計画（仮称）」を作成し、この計画をもとに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施することとしました。

3 計画の位置づけ

この計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本指針に即して、策定するものです。

また、この計画は、これまで市が取り組んできた次世代育成支援行動計画を踏まえながら、様々な分野の施策を総合的・一体的に進めるため、既存計画との整合性を図って推進していきます。

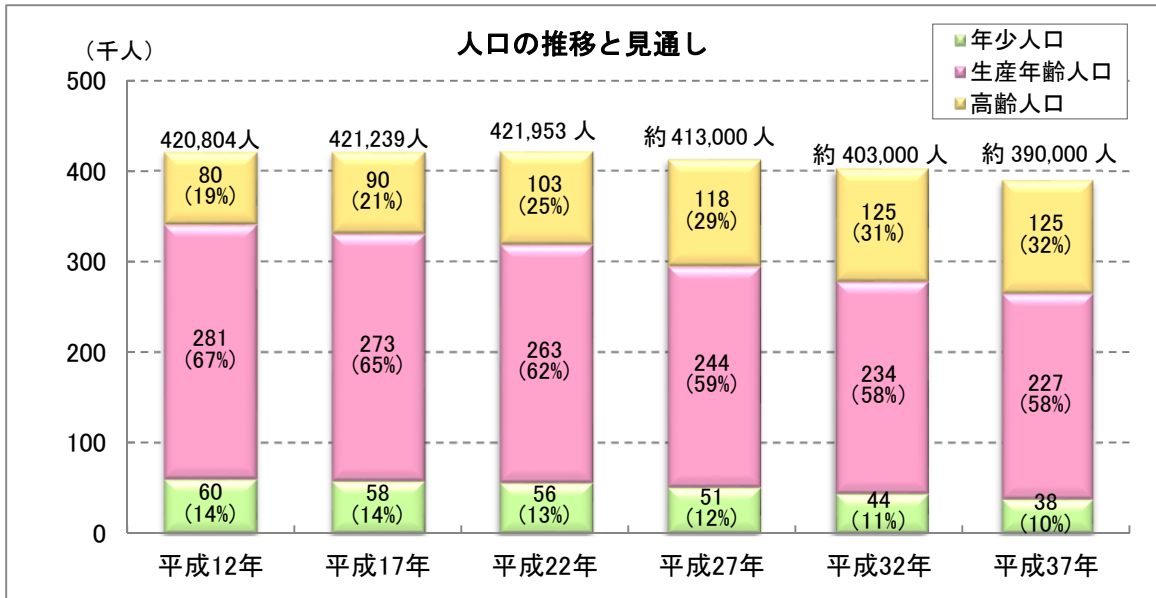
4 計画期間

本計画の期間は、法律によって平成27年度から平成31年度までの5年間と定められています。

第2章 子育てを取り巻く現状と課題

1 人口の推移

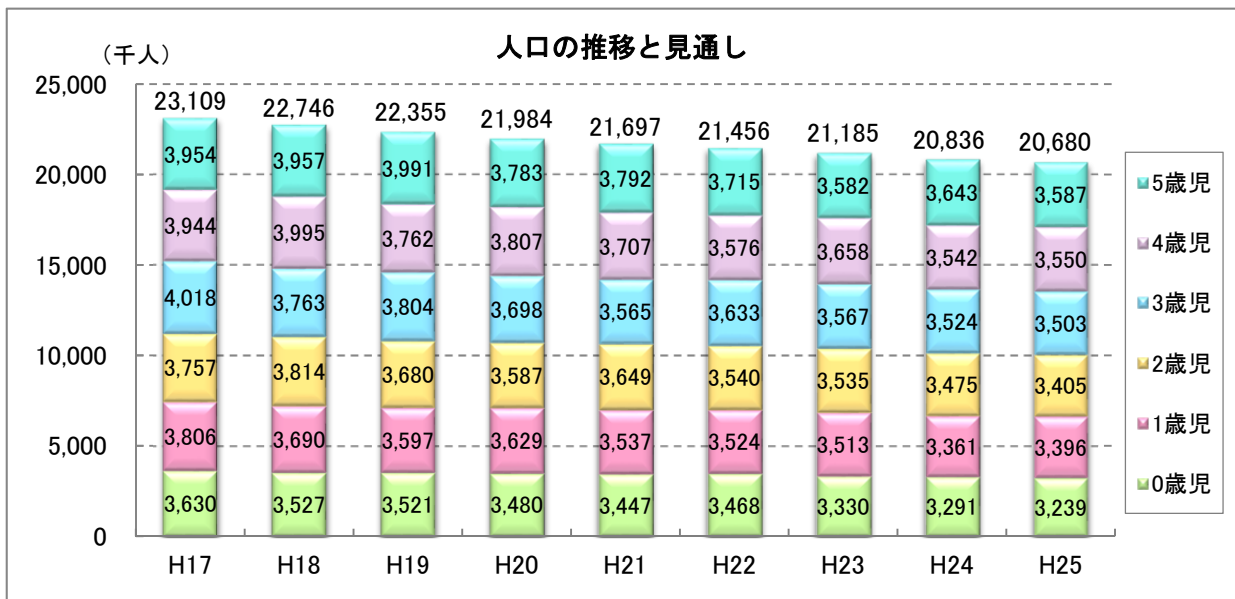
本市の人口の推移をみると、平成22年の421,953人をピークに減少に転じる見込みであります。



資料：富山市総合計画後期計画

2 児童数の推移（0～5歳児）

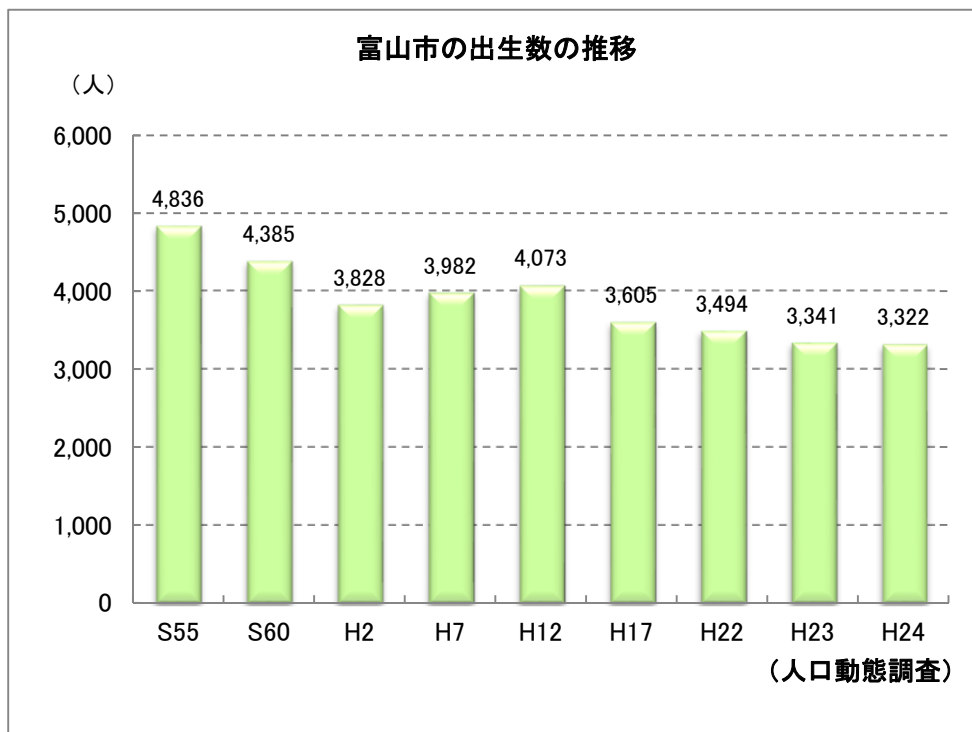
本市の0歳から5歳までの児童数は、減少し続けており、少子化が進展しています。



資料：各年3月末における住民基本台帳に基づく人口

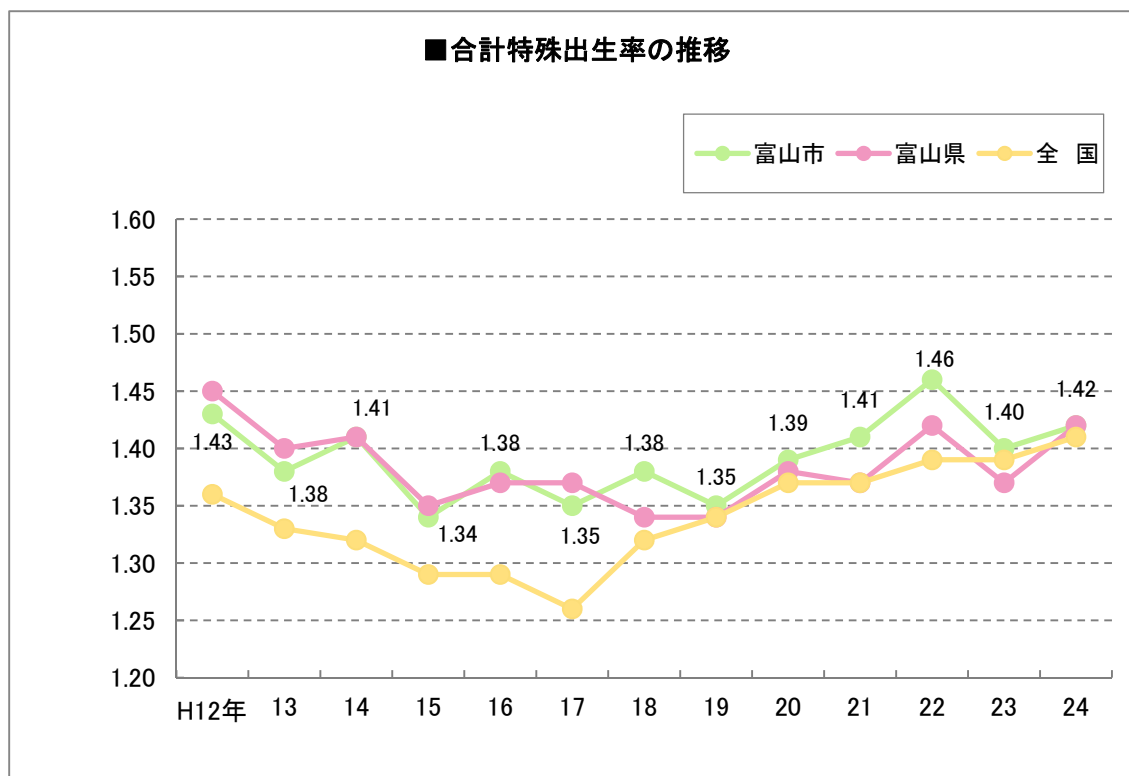
3 出生数の推移

出生数は減少しており、少子化が進展しています。



4 合計特殊出生率の推移

1人の女性が生涯に生む子どもの数の理論値である合計特殊出生率は、人口を一定の規模で保持する水準（2.08前後）を大きく下回っております。



	H12年	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
富山市	1.43	1.38	1.41	1.34	1.38	1.35	1.38	1.35	1.39	1.41	1.46	1.40	1.42
富山県	1.45	1.40	1.41	1.35	1.37	1.37	1.34	1.34	1.38	1.37	1.42	1.37	1.42
全国	1.36	1.33	1.32	1.29	1.29	1.26	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41

資料：富山県、全国は厚生労働省「人口動態統計」、富山市は、富山県医務課から送付される人口動態統計の数値をもとに計算

第3章 事業計画の体系について

1 基本理念

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本指針に即して、策定するものです。

国の指針の中にある「子どもの育ちに関する理念」「子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義」に即し、また、次世代育成支援計画を踏まえた基本理念とします。

- I 「子どもが社会の一員として尊重され、個性豊かに自主性をもって健やかに育つ環境づくり」
- II 「安心して子ども生み、子育てに喜びや生きがいのもてる環境づくり」

子どもは社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の我が国の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

人は生まれながらにして、自然に成長していく力とともに、周囲の環境に対して自分から能動的に働きかけようとする力を有しています。発達とは、自然な心身の成長に伴い、人がこのように能動性を発揮して周囲の環境と関わり合う中で、生活に必要な能力、態度等を獲得していく過程です。子どもは、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得及び学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整備することが、社会全体の責任です。

また、「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、現在の子ども・子育てをめぐる環境を踏まえ、子ども・子育て支援は進められる必要があります。

そして、行政は、各々の子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図るために、適切な評価を実施するとともに、その結果を踏ま

えた不断の改善努力を行うことが必要です。

社会のあらゆる分野における全ての構成員が、父母その他の保護者が子育てについて責任を有していることを前提としつつ、全ての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要です。

2 基本目標

本市では、「次世代育成支援対策推進法」の基づく次世代育成支援行動計画を平成18年3月に策定し、さまざまな子育て支援の施策を推進してきました。

本計画は、平成26年度までの計画となっており、今後は、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画を策定し、子ども・子育て支援新制度とともに平成27年4月からの事業実施となります。

本計画の基本目標については、次世代育成支援行動計画から引き続き取組む施策も含め、次の6項目を基本目標として設定します。

I 子育て相談の充実と子育て意識の啓発

身近な地域での相談機会の確保のため、教育・保育施設や子育て支援センターにおける子育て支援体制の充実を図ります。

子育ての楽しさや育児に関するさまざまな情報を交換し合えるような機会の充実に努めるとともに、父親の育児参加を促進します。

II 子育てしやすい地域環境づくり

核家族化等により、世代間で育児知識の継承が困難になるなど、家庭や地域での子育て力が低下しているといわれています。このため、家庭生活や子育てについての意識啓発や地域の子育て自主サークル等の育成・支援に努めるとともに、働かずに子育てに専念している家庭やひとり親家庭等を含めたすべての子育て家庭への支援を行い、地域で安心して子育てができる環境づくりを推進します。

III 母子保健の充実

乳幼児健康診査や健康相談事業など母子保健サービスの充実に努め、安心して子どもを生み、育てられる環境づくりを推進します。

IV 子どもが健やかに育つ環境づくり

子どもたちが安全に遊ぶことができる場を確保し、その健全な育成に資するため、関係機関や団体等との連携のもとに、地域住民が一体となって子どもの健全な成長のための取組みに努めます。

V 保護が必要な子どもや援助を要する家庭への支援

児童虐待が深刻な社会問題となっていることから、要保護児童等の支援を行うとともに、ひとり親家庭や障害がある子どもとその家族など、多様な家庭に対する施策の充実に努めます。

VI 子育てと仕事の両立支援

男女がともに子育てと仕事を両立させ、生涯を通じて充実した生活を送ることができるよう、男女双方の育児休業取得や多様な働き方の普及・促進を図り、働きやすい職場環境の整備促進に努めます。

また、保育サービス等の充実やファミリー・サポート・センターの充実を図り、子育てと仕事の両立支援のための体制の整備に努めます。

放課後などに保護者が仕事などにより家庭にいない児童の保護・育成と、その保護者の子育てと仕事の両立を支援するため、放課後児童健全育成の充実に努めます。

3 重点事業

本計画では「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」の結果からみえてきた現状の様々な課題を解決するために、5事業を今後の重点事業として施策展開していきます。計画の推進にあたっては、総合計画との整合性を図っていきます。

(1) 多様な保育サービスなどの提供

多様な保育サービスに対応するため、延長保育や一時保育、病児・病後児保育などの保育サービスの拡充を図り、安心して子育てしやすい環境づくりを推進します。

また、幼稚園については、地域の状況を踏まえながら子育て支援事業の拡充を図るとともに、認定こども園では、幼児教育と保育の一体的な提供に努めます。

(2) 子育て相談の充実

地域における子育て家庭を支援するため、育児不安などの相談や地域の子育てサークルなどの育成等を行う子育て支援センターの整備を推進するとともに、各地域の保育所における子育て相談体制の充実に努めます。

(3) 児童虐待防止体制の整備

児童虐待に対する社会的関心が高まる中、市は虐待防止に向けた啓発活動を展開するとともに、これまで以上に迅速かつ適切な対応がとれるよう、保育所、幼稚園、学校、保健所、児童相談所、警察、医療機関など関係機関との連携強化や専門職員のスキルアップに努めます。

(4) 子育て意識の啓発

子育ての楽しさや育児に関するさまざまな情報を交換し合えるような機会の充実に努めるとともに、父親の育児への参加を促進します。

また、中・高生などの若い世代から、結婚し、子どもを生ま育てることの意義や喜び、家庭を持つことの大切さについての意識の啓発に努めます。

地域における子育て家庭を支援するため、保健所、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、子育て支援センター、教育センターや地域の団体、ボランティアとも連携を図り、子ども達を地域全体で育てる意識の醸成に努めます。

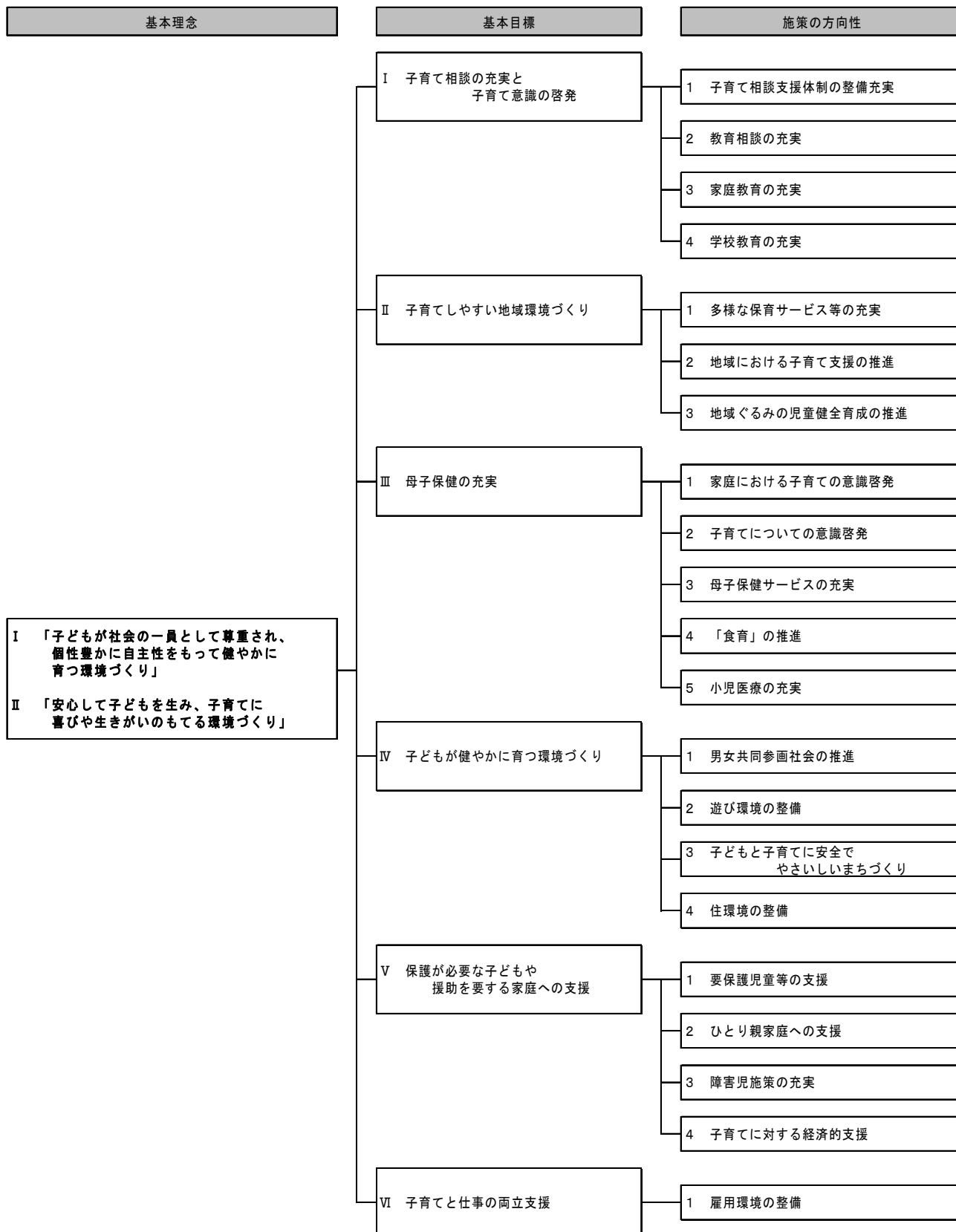
(5) 子育てと仕事の両立支援

放課後などに保護者が仕事などにより家庭にいない児童の保護・育成と、その保護者の子育てと仕事の両立を支援するため、放課後児童健全育成の充実に努めます。

また、ファミリー・サポート・センター事業や病児・病後児保育を拡充し、子育てしながら働く保護者の支援に努めます。

子育てと仕事の両立（ワーク・ライフ・バランス）支援の推進に向けて、広報・啓発活動の推進に努めます。

4 施策の体系・方向性



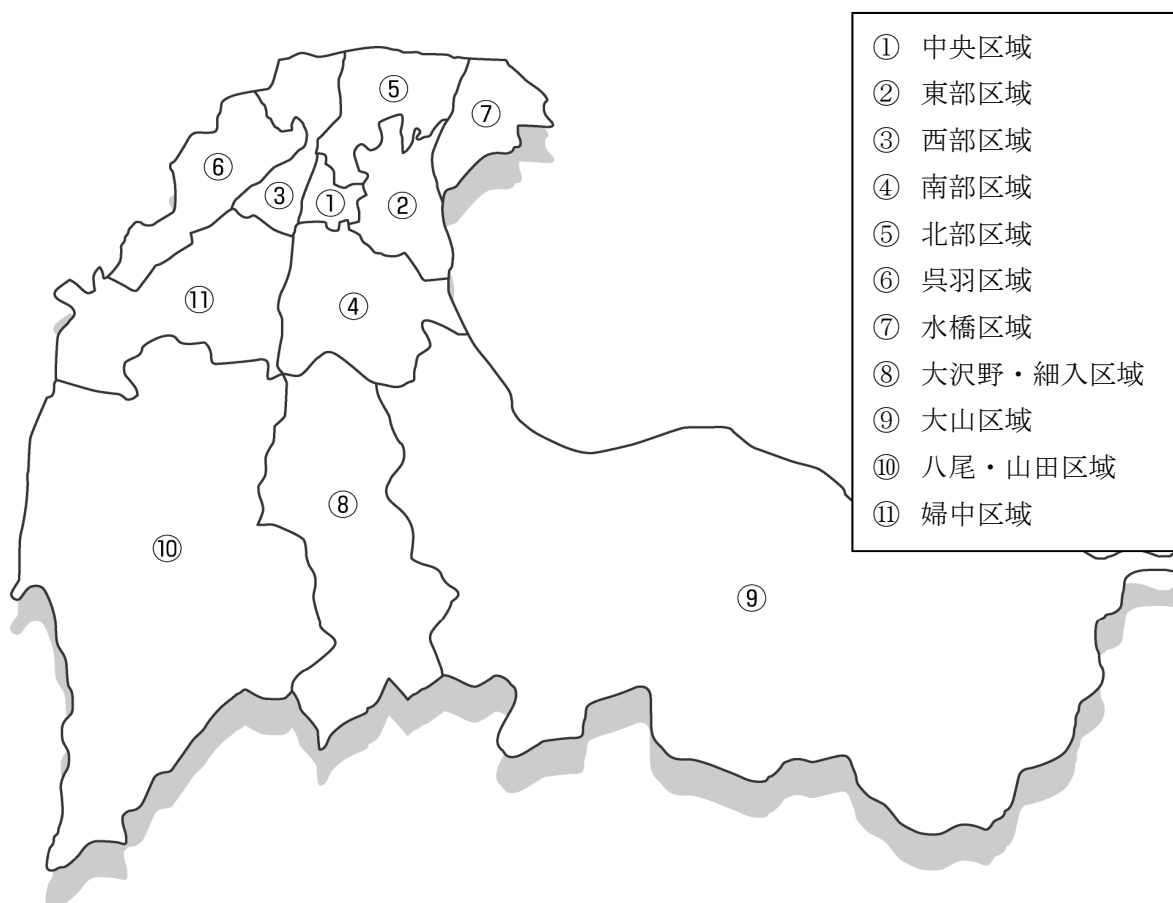
第4章 教育・保育・地域の子育て支援について

1 教育保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

本市では平成の市町村合併や子どもの人数を踏まえて、下図のように11か所の教育・保育提供区域を定め、区域ごとに、さらに需要分析を行っていくこととします。

図1 富山市教育・保育提供区域の位置図



2 幼児期の学校教育・保育

- (1) 各年度における教育・保育の量の見込み
- (2) 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

3 地域子ども・子育て支援事業

- (1) 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み
- (2) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

4 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制確保

- (1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方等
- (2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割
- (3) 提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策
- (4) 地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携
- (5) 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策

第5章 子ども・子育て支援関連施策の推進

- (1) 産後の休業及び育児休業における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- (2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携
- (3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

第6章 計画の推進体制について

- (1) 計画の推進、進行管理、点検、評価

富山市子ども子育て支援事業計画【基本構想】

平成 26 年 3 月

編集・発行 富山市福祉保健部こども福祉課
富山市新桜町 7 番 38 号 〒930-8510
T E L (076) 443-2059
F A X (076) 443-2169